

平成20年6月11日

株主各位

大阪市中央区本町三丁目2番11号  
岡藤ホールディングス株式会社  
取締役社長 松井政彦

**「第3回定時株主総会招集ご通知」記載事項の一部修正について**

株主の皆様あてに送付いたしました、当社「第3回定時株主総会招集ご通知」の記載事項の一部に修正すべき点がございましたので、ここにお詫び申し上げますとともに、本ウェブサイトをもって下記のとおり修正のご連絡をさせていただきます。

記

1. 修正箇所

「事業報告」14 ページ

修正の内容は別紙のとおりです。

2. 修正の理由

当社は、会計監査人東陽監査法人より内部統制システムの構築に係る指導・助言等のコンサルティング業務を受けているものと理解しておりましたが、これにつき東陽監査法人との契約書等を再度検討しました結果、財務諸表監査の一環としての業務であるとの認識に至りましたため、今回の修正を行うものです。

以上

【 別 紙 】

( 修正後 )

( 下線部分は修正箇所 )

1. 会計監査人の状況

1. 会計監査人の名称 東陽監査法人

2. 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

当社および当社子会社が会計監査人に支払うべき報酬等の額は以下のとおりです。

	支 払 額
当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額	<u>14,700</u> 千円
当社および当社子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	<u>36,300</u>

( 注 ) 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

3. 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

取締役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、監査役会の同意を得たうえで、または、監査役会の請求に基づいて、会計監査人の解任または不再任を株主総会の会議の目的とすることといたします。

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要性があると判断した場合は、取締役会に、会計監査人の解任または不再任を株主総会の会議の目的とすることを請求します。

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の合意に基づき監査役会が、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

【 別 紙 】

(修正前)

(下線部分は修正箇所)

． 会計監査人の状況

1． 会計監査人の名称 東陽監査法人

2． 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

当社および当社子会社が会計監査人に支払うべき報酬等の額は以下のとおりです。

	支 払 額
当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額	13,450千円
当社および当社子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	35,050

(注) 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

3． 非監査業務の内容

当社は、財務報告に係る内部統制システムの構築にあたり、東陽監査法人よりコンサルティングを受けております。

4． 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

取締役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、監査役会の同意を得たうえで、または、監査役会の請求に基づいて、会計監査人の解任または不再任を株主総会の会議の目的とすることといたします。

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要性があると判断した場合は、取締役会に、会計監査人の解任または不再任を株主総会の会議の目的とすることを請求します。

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の合意に基づき監査役会が、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。